

支えあいと活気のある社会の実現のために

特定寄附信託



<内容>

■ 特定寄附信託とは

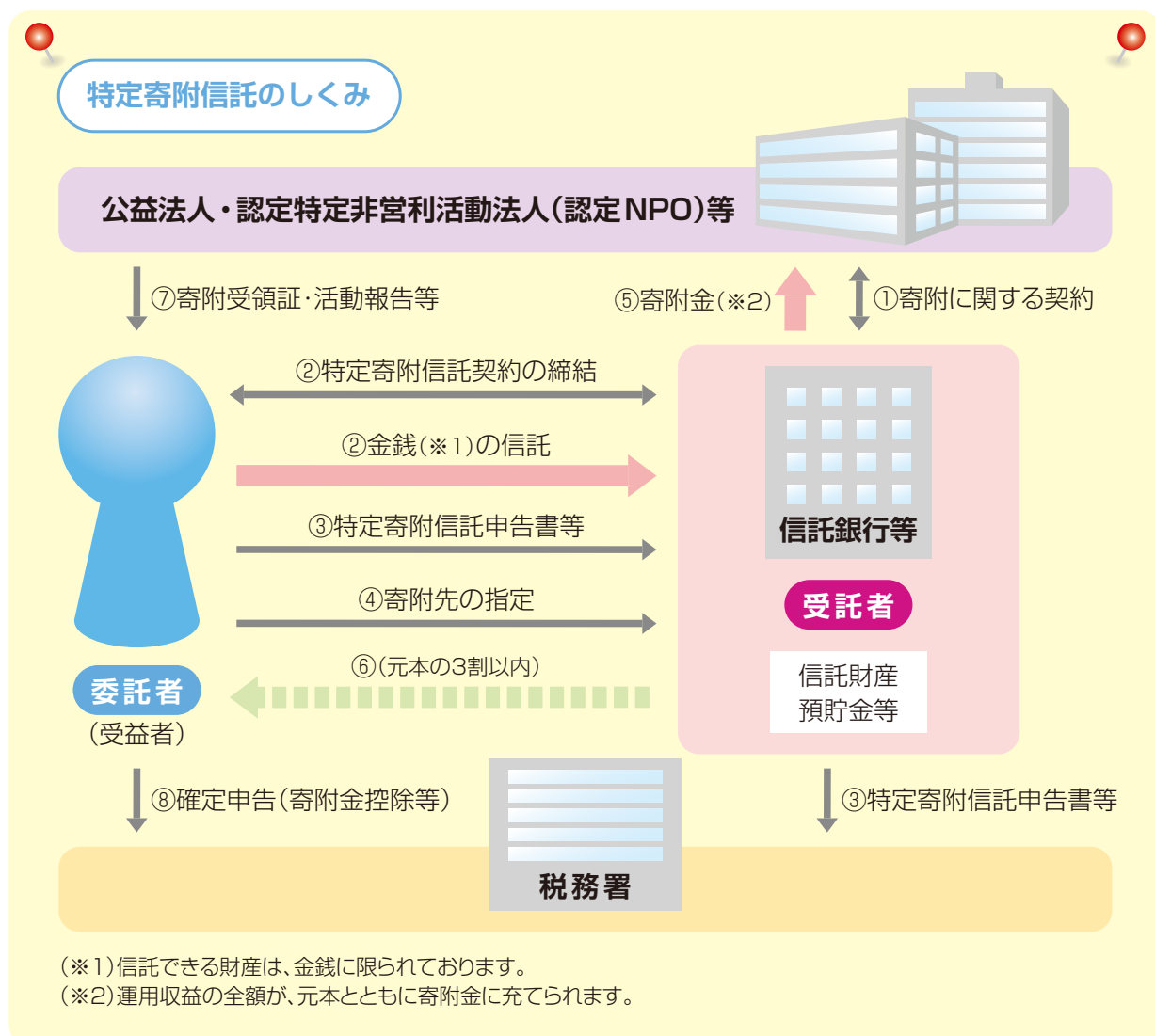
■ 特定寄附信託Q&A

- ・特定寄附信託の特色は？
- ・特定寄附信託を利用するにはどうすればいいですか？
- ・どのようなところに寄附ができますか？
- ・信託期間はどのようになっていますか？
- ・税制上の優遇措置はありますか？

特定寄附信託とは

特定寄附信託は、信託を通じた寄附を促進し、より一層の公益活動を促す観点から、平成23年度税制改正において新たに創設された寄附の制度です。

特定寄附信託では、信託された金銭は運用収益とともに、信託兼営金融機関または運用型信託会社(以下「信託銀行等」といいます。)と契約した公益法人等(公益法人や認定特定非営利活動法人(認定NPO)等)のうち、委託者にご指定いただいた公益法人等に寄附され、公益のために活用されます。



- ① 受託者(信託銀行等)は、公益法人等と、寄附に関する契約を締結します。
- ② 委託者は、受託者と、特定寄附信託契約を締結し、金銭を信託します。
- ③ 委託者は、特定寄附信託申告書等を、受託者を經由して、税務署に提出します。
- ④ 委託者は、受託者が寄附に関する契約を締結した公益法人等の中から、寄附先を指定します。
- ⑤ 信託された金銭は、運用収益(非課税)とともに、委託者にご指定いただいた公益法人等に定期的に寄附されます。
- ⑥ 委託者は、元本の3割を上限として、毎年定期的に金銭を受け取ることもできます。
- ⑦ 公益法人等は、委託者に、寄附受領証の交付や活動状況の報告等を行います。
- ⑧ 信託銀行等を通じて公益法人等に寄附された寄附金については、確定申告により、寄附金控除(または寄附先が一定の要件を満たす公益法人等の場合には寄附金特別控除)が受けられます。

特定寄附信託Q&A

特定寄附信託についての理解をより深めていただくために、特定寄附信託の主な内容を「特定寄附信託Q&A」としてまとめました。

特定寄附信託の特色は？

特定寄附信託は、次のような特色を有する制度です。

※各信託銀行等によって取扱内容が異なることがありますので、詳しくは、取扱い信託銀行等にご確認ください。

1. 寄附する公益法人等を指定することができます。

信託銀行等が寄附に関する契約を締結した公益法人等の中から、寄附先を指定することができます。なお、寄附先は毎年指定(変更)することができ、その時々のご自身の意向を反映することができます。

2. 寄附金控除等が受けられます。

信託銀行等を通じて公益法人等に寄附された寄附金については、確定申告により、寄附金控除を受けることができます。(寄附先が一定の要件を満たす公益法人等の場合には寄附金特別控除を選択して税額控除を受けることもできます。)

3. 寄附先の活動状況を知ることができます。

寄附先の公益法人等から公益活動の状況の報告を定期的に受けられるため、安心して寄附することができます。

4. 信託された金銭はその一部を毎年受け取ることもできます。

例えば老後の生活設計等にもご利用いただけるよう、信託した金銭の3割以内の範囲内で、毎年定期的に受け取ることも認められています。

5. 運用収益は非課税になります。

信託された金銭は、預貯金、合同運用指定金銭信託等に運用されますが、その運用収益については非課税になり、運用収益の全額が寄附されることになります。

特定寄附信託を利用するにはどうすればいいですか？

特定寄附信託をご利用できるのは個人に限られます。

特定寄附信託のご利用にあたっては、信託銀行等と特定寄附信託契約を締結する必要があります。

また、特定寄附信託申告書等を提出する必要がありますが、税務署への提出等の手続きは、信託銀行等が行います。

どのようなところに寄附ができますか？

寄附することができる公益法人等の範囲は、次のとおりです。

- 公益社団法人
- 公益財団法人
- 私立学校法に規定する学校法人、
専修学校および各種学校
- 社会福祉法人
- 更正保護法人
- 認定特定公益信託
- 認定特定非営利活動法人(認定NPO)

なお、寄附先は信託契約の定めるところにより指定することができますが、寄附先は信託銀行等と寄附に関する契約を締結していることが必要になります。

寄附先の指定方法など、寄附に関する取決めについては、信託銀行等にご確認ください。

信託期間はどのようになっていますか？

信託期間は、5年以上10年以下の範囲内で、1年ごとに決めることとなっています。

原則として、解約はできません。

この信託を設定された方がお亡くなりになった場合には、信託は終了し、あらかじめ信託銀行等に指定した公益法人等に信託財産の全額が寄附されます。

税制上の優遇措置はありますか？

1. 寄附金控除等が受けられます。

信託された金銭は、指定された公益法人等に寄附されます。

指定された寄附先には信託銀行等が信託財産から毎年寄附を行いますが、確定申告により、寄附金控除を受けることができます。(寄附先が一定の要件を満たす公益法人等の場合には寄附金特別控除を選択して税額控除を受けることもできます。)

信託銀行等は、元本の部分と運用収益の部分をあわせて寄附することになっていますが、寄附金控除等の対象となる金額は、元本の部分に限られます。

公益法人等から交付を受ける寄附受領証には、寄附金控除等の対象となる金額が記載されています。

なお、寄附金控除および寄附金特別控除の計算方法は次のとおりです。

● 寄附金控除(所得控除)

次のいずれか低い金額 - 2千円 = 寄附金控除額

イ その年に支出した特定寄附金の額の合計額

ロ その年の総所得金額等の40%相当額

● 寄附金特別控除(税額控除)

(寄附先が一定の要件を満たす公益法人等の場合に限られます。)

(寄附金額^{※1} - 2千円) × 40% = 寄附金特別控除額^{※2}

ただし、次の金額が限度となります。

※1 対象となる寄附金額の上限:総所得金額等の40%相当額

※2 寄附金特別控除額の上限:所得税額の25%相当額

このほか、個人住民税の寄附金税額控除を受けられる場合があります。

2. 運用収益に税金はかかりません。

特定寄附信託の信託財産は、預貯金、合同運用指定金銭信託等に運用されますが、運用収益に税金はかかりません(非課税)。

ただし、この運用収益は、その全額が寄附に充てられます。

※詳しくは、税理士または税務署にご相談ください。

信託相談所

信託協会では、お客さまからの信託に関するご照会やご相談の窓口として信託相談所を設置しています。

信託相談所では、信託兼営金融機関および信託会社(以下「信託銀行等」といいます。)の信託業務等に対するご要望や苦情もお受けしています。

- 受付時間 午前9時～午後5時15分
(土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)
- 電話 ☎ **0120-817335**
または 03-6206-3988

トラブル解決は「あっせん委員会」へ

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは信託協会ホームページをご覧ください。

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html>



信託相談所への相談・苦情等にかかる個人情報の利用について

信託相談所では、円滑な相談・苦情等への対応を実施するため、みなさまからの相談・苦情等をお受けするにあたりまして、お名前、ご住所、電話番号等をお聞きする場合があります。これらの個人情報は、みなさまからの相談・苦情等への対応のために利用し、ご本人の同意を得ずに他の目的で利用することはいたしません。

ご提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、統計資料、相談・苦情等の事例として利用させていただきます。



一般社団法人

信託協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階
TEL.03-6206-3981

ホームページ <http://www.shintaku-kyokai.or.jp/>

信託協会

検索



本資料は、特定寄附信託のしくみなどについて紹介し、特定寄附信託の制度について理解を深めていただくために作成しているものであり、当該商品の勧誘・推奨を目的としているものではありません。